

「障がい理解・共生社会に関する啓発活動」ワーキング別紙

足立区の障がい理解啓発等の主な取り組み

<障がい福祉課>

1 Facebookでの情報発信

平成29年度からFacebookを活用して障がい理解に関する情報発信を行っている。

具体的な投稿内容は別紙のとおりで、その時に話題になっていることや、区が特に周知したいことなどを不定期で発信している。

障がい者への心づかいシリーズとして投稿し、毎回「#障がい者への心づかい」をつけています。

2 障がい福祉に関する研修・講演の実施と講師派遣

障がい福祉課に限らず、区職員が講師となっている研修・講演がある他、区主催で区民向けに障がい理解に関する啓発事業等を行っている（カッコ内は講演等のテーマ）。

（1）事業者等から依頼を受けて講師を派遣するもの

- 手話講習会受講者開校式講演（障がい福祉施策について）
- 初級障がい者スポーツ指導員養成講習（障がい者の福祉施策とパラスポーツ）
- 花畠学園PTA防災研修（家族の災害対策について）
- 地域包括支援センター連絡会（障害者差別解消法・合理的配慮）
- 足立区医師会主治医研修会（障害者総合支援法の最新情報）
- 生涯学習センター全区研修（障がい者の理解と対応）
- 地域包括支援センターさの（聴こえの衰えと認知症との繋がり）
- 足立区・全日本不動産協会（障害者差別解消法・合理的配慮の提供について）

（2）区主催の区民向け講座等（障がい福祉の啓発事業）

- 視覚障がいセミナー（日頃の備えと災害時の初期行動について）
- 区民講座（大人の発達障がいの理解と対応について）
- 失語症セミナー
- きこえの講演会（加齢性難聴と認知症）
- ストーマセミナー（ストーマのある生活）
- トークショー（知ってほしい！「きこえない」ということ）
- 障がい者差別解消・権利擁護セミナー
- 障がいのある方の意思決定支援について
- 小中学校を対象とした障がい理解啓発出張型授業（障がい者理解と車椅子操作体験）

3 デフリンピック関連

デフリンピック開催をきっかけとして、手話の理解促進のための発信等を行っている

- Facebookで手話に関する情報発信（別紙参照）
- 障がい福祉課・障がい援護課窓口、竹の塚障がい福祉館でのブルーライトアップ
- 手話普及動画を作成しビュー坊テレビで放映 など

＜足立保健所（中央本町地域・保健総合支援課、各保健センター）＞

【イベント等での周知・啓発】

① こころの健康フェスティバル（毎年3月開催）

一般区民対象にこころの健康に関する講演会と精神障がい者支援団体等による活動紹介パネル展示、模擬店やゲーム等での一般区民との交流を行っている。

区立中学校の吹奏楽部や都立高校のダンス部の参加をプログラムに組み込むことで、学生やその保護者や関係者をイベントへ誘導も図っている。

② あだち祭りでのブース出展（毎年10月開催）

アルコール依存症の予防と対策に関する周知・啓発の一環としてアルコールパッチテストを行っている。

③ ふれんどりい祭り（毎年9月開催）

足立区精神障がい者自立支援センター（ふれんどりい）で開催するイベントで、地域住民との交流を図っている。

④ 精神障がいに関する講座の開催（毎年開催）

一般区民を対象に精神障がいに関する講座を開催している。

【関係機関への周知・啓発】

① 思春期ネットワーク連絡会/精神保健管内ネットワーク連絡会/福祉部・衛生部の新規採用職員対象研修等（各保健センターで定期的に開催）

定期的に開催される連絡会等で関係機関に対し、講演や研修、情報提供を行い、各関係機関のスタッフの精神障がいに対する知識習得と理解の促進を図っている。これらにより、地域で心の問題で悩んでいる区民への支援の「下支え」と精神障がい者当事者と親族への精神障がいに対する理解促進を行っている。

② 地域健康づくり連絡会（各保健センターで定期的に開催）

こころの健康問題をテーマにした講演等を通じて、地域住民に対して精神障がいに対する理解の促進を図っている。

【当事者の活動への支援】

精神障がい者当事者の活動であるピアサポート活動の支援として、養成講座および活動のPRと活動の場の開拓を行っている。これらにより、ピアサポート活動の裾野が広がり、当事者支援のみならず、区民の精神障がいに対する周知・啓発にも寄与している。

＜障がい援護課＞

1 障害者差別解消法に基づく民間事業者等向け差別解消・合理的配慮の周知の方針

- (1)業種ごとの実態に即した情報提供をはかる。
- (2)地域の既存ネットワークやイベントを活用し、継続的な発信を行う。
- (3)個別相談等を通じ、障がいのある方が様々な人たちと対話を持しながら、それぞれの願いをかなえていくことを支援する。

2 実施計画等

(1)セミナー開催

第1回:障がい者の差別解消の実践と地域の取り組み

第2回:障がいのある方の権利と意思決定支援

(2)イベント等での周知

区民まつり(Aフェス)、障がい者週間記念事業、こころの健康フェスティバル

その他: 矯正展、デフリンピック →来場者向け周知、企業ブース出展者へのPR

(3)業種毎の啓発コンテンツの作成と周知展開

差別解消法の概要と各業種での合理的配慮の事例をまとめたコンテンツを作成

コンテンツは HP に掲載していく。

例) 医療機関向け⇒医療機関等が集まる研修(すこやかプラザ等)で配布予定

今後は、飲食業、小売スーパー、等を対象としたコンテンツ作成と周知(QR 等)の配布

※ 参考:令和6年度「住まいのお悩み解決セミナー」にて、不動産・賃貸オーナーへの周知

(4)就労移行支援事業所等就労支援機関向けの周知

ねらい:障がいのある方の雇用先では、雇用主としての合理的配慮だけでなく、

顧客対応でも合理的配慮が求められる場面があり、悩みを抱える事業者も存在する。

取り組み:就労移行支援事業所等就労支援機関等の支援者に対し、差別事例の初期対応や相談

窓口への橋渡しを担ってもらうよう協力を依頼

(5)個別相談の展開

障がい者、事業者、支援者等からの相談に応じて建設的対話の促進等、個別の状況に

合わせた周知を行う。